

介護保険等利用被爆者助成事業について

京都府健康対策課

1 事業の内容

(1)対象者

京都府知事発行の被爆者健康手帳を所持する者

(2)助成対象サービス

※別添「介護給付費請求方法」参照

(3)助成限度額

各サービスの利用に伴う自己負担額(他の制度により減額される額を除く)

※保険適用外の経費は対象外(食費、居住費、おやつ代、おむつ代等)

2 助成方法

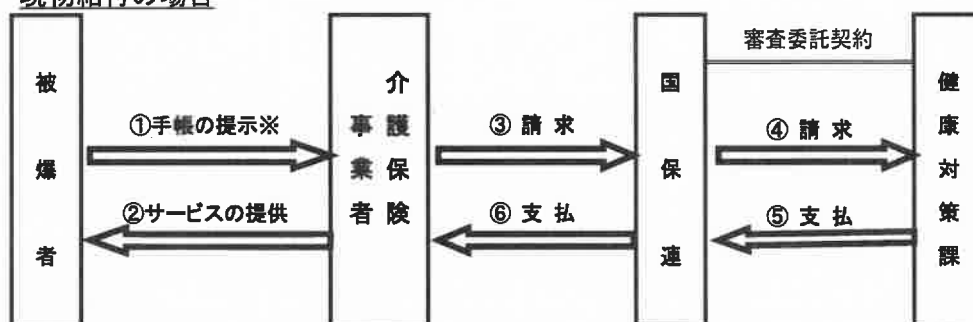
(1)介護保険法のサービス 現物給付[14年7月利用分から]

償還払[※京都府外に居住する被爆者がサービスを利用する場合等]

(2)老人福祉法のサービス 償還払

3 事業の流れ

▲ 現物給付の場合



※ 訪問介護については、「訪問介護利用者負担額減額認定証」(市町村交付)又は「訪問介護利用被爆者助成受給者資格認定証」(府交付)も提示

▲ 償還払の場合

被爆者が介護保険事業者に利用者負担金を一旦支払った後、京都府に払い戻しの申請を行う。

<申請の窓口>

京都市内の場合: 居住地の区役所の健康長寿推進課を経由して府健康対策課へ

京都市以外の場合: 居住地の府保健所へ

京都府にお住まいの被爆者の方が介護保険のサービスを利用するときの

介 護 給 付 費 請 求 方 法

助成方法は、現物給付となります。

ただし、例外的に次の場合は、被爆者が利用者負担金を一旦支払った後、保健所等で払い戻しの手続をします。《償還払》

- ①京都府外の介護保険事業者がサービスを提供するとき
- ②現物給付による介護給付費請求をすることができない介護保険事業者のサービスを利用するとき
- ③被爆者の介護保険のサービスの利用について、現物給付をしなかったとき

○公費負担対象サービス

対象サービスの種類	助成の内容	留 意 事 項
<p>訪問介護 訪問型サービス (サービス種類)ド A2に限る) ※低所得者に限る</p> <p>通所介護 通所型サービス (サービス種類)ド A6に限る)</p> <p>福祉系サービス</p> <p>(介護予防) 短期入所生活介護</p> <p>(介護予防) 認知症対応型通所介護</p> <p>地域密着型通所介護</p> <p>(介護予防) 小規模多機能型居宅介護</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)</p> <p>(地域密着型) 介護老人福祉施設入所生活介護(特別養護老人ホーム)</p> <p>(介護予防) 認知症対応型共同生活介護</p>	<p>サービスに要する利用者負担金</p>	<p>介護保険等利用被爆者助成事業(府事業)としての取扱い</p> <p>○現物給付</p> <p>○公費負担者番号</p> <p><u>81266014</u></p> <p>(被爆者健康手帳に記載された19266014を上記の番号に読み替え)</p> <p>○介護給付費請求先</p> <p>京都府国民健康保険団体連合会</p> <p>○請求可能事業者</p> <p>介護保険法の規定に基づき京都府知事が指定する指定居宅サービス事業者及び介護老人福祉施設、京都府内の市町村が登録する基準該当事業者</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具貸与 ・訪問入浴介護 ・特定施設入所者生活介護等 	<p>助成対象外</p>	
<p>(介護予防) 訪問看護</p> <p>(介護予防) 訪問リハビリテーション</p> <p>(介護予防) 居宅療養管理指導</p> <p>(介護予防) 通所リハビリテーション</p> <p>(介護予防) 短期入所療養介護</p> <p>介護老人保健施設・介護医療院への入所</p> <p>指定介護療養型医療施設への入所</p>	<p>サービスに要する利用者負担金</p>	<p>原爆医療費(一般疾病)としての取扱い</p> <p>○現物給付</p> <p>○公費負担者番号</p> <p><u>19266014</u></p> <p>○介護給付費請求先</p> <p>京都府国民健康保険団体連合会</p> <p>○請求可能事業者</p> <p>被爆者一般疾病医療機関の指定を受けた介護保険事業者</p>

* なお、老人福祉法での養護老人ホーム等の費用負担額は、介護保険等利用被爆者助成事業(府事業)として償還払となります。

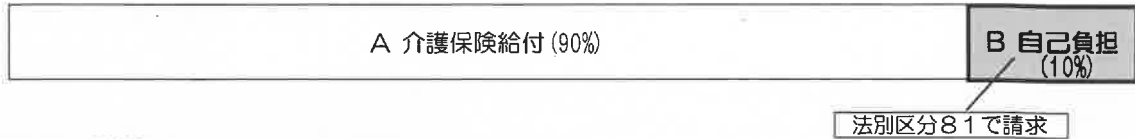
福祉系サービスを現物給付するときの留意事項

＜訪問介護を利用する場合＞

この制度を利用できるのは低所得者の方のみです。低所得者を証する次のいずれかの認定証が必要となります。

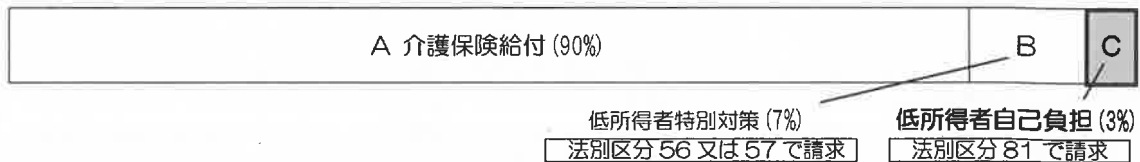
○ 府(健康対策課)が認定した低所得者の被爆者の方

訪問介護利用被爆者助成受給者資格認定証(法別区分81)を持参した方は「81」の公費請求となります。



○ 特別対策の対象者となっている被爆者の方

市町村が交付している訪問介護利用者負担額減額認定証(法別区分56又は57)を持参した方は、法別区分「56」又は「57」と「81」の公費併給となります。



＜生活保護受給者が助成サービスを利用する場合＞

○ 介護保険被保険者の方

利用者負担相当額が「81」の公費請求となります。



○ 介護保険被保険者でない方(被保険者番号の頭1ケタ目が「H」の方)

全額「81」の公費請求となります。



被爆者が利用者負担金を支払った場合の助成金の申請方法(償還払)

対象サービスの種類	必要書類	提出先
福祉系サービス	①介護保険利用被爆者助成金支給申請書(※1) ②領収証(原本) ③介護サービスの内容を記載した書類(サービス提供証明書)(※2) (注)訪問介護の利用者は、次のいずれかの書類も提出 (ア)訪問介護利用者負担額減額認定証の写し (イ)訪問介護利用被爆者助成受給者資格認定証の写し	居住地の 保健所等
医療系サービス	①一部負担金相当額支給申請書(※1) ②領収証(原本) ③介護サービスの内容を記載した書類(※2)	

※1 申請書は保健所等又は京都府ホームページからダウンロードすることができます。

※2 介護保険のサービスを利用した被爆者から被爆者健康手帳を提示して依頼があったときは、交付願います。

高額介護サービス費及び高額居宅支援サービス費の支給を受けている場合は、同サービス費支給決定通知書も提出してください。

○この制度に関する問い合わせ先

京都府健康福祉部健康対策課 電話 075-414-4736 又は居住地の保健所等

○この介護給付費の請求・審査に関する問い合わせ先

京都府国民健康保険団体連合会介護保険課 電話 075-354-9011